

遺言 宅建 H22-10-1 ≪#723≫

【問】 正誤をつけよ。

自筆証書遺言は、その内容をワープロ等で印字していても、日付と氏名を自書し、押印すれば、有効な遺言となる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 自筆証書遺言【★基礎必須】

1 自筆証書によって遺言をするには、**遺言者**が、その**全文**、**日付**及び**氏名**を**自書**し、これに**印**を押さなければならない。

⇒ ワープロは不可

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして**相続財産**の全部又は一部の**目録**を添付する場合には、その**目録**については、**自書**することを要しない。この場合において、遺言者は、その**目録の毎葉**(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、**その両面**)に署名し、印を押さなければならない。(民法 968 条 1 項、2 項)

⇒ 財産目録はワープロでも可